

空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第22条第3項の規定に基づき、令和6年3月8日付け京都市達都住政第34号、第35号により以下のとおり命令しましたので、法第22条第13項及び京都市空家等の活用、適正管理等に関する条例第15条第3項の規定に基づき、公示します。

令和6年3月8日

京都市長 松井 孝治

1 命令を受けた者の氏名及び住所

・谷口 敦子

京都市伏見区深草西浦町八丁目75番地

・山本 博美

京都市右京区太秦上ノ段町1番地の13

2 当該特定空家等の所在地

京都市北区紫野東野町34番1（家屋番号 45番）

3 管理不全状態の内容

当該特定空家等は、法第2条第2項に規定する「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」である空家等であり、なおかつ、屋根部材の落下などにより、周辺住民へ危害を及ぼすおそれが特に高い状態である。

4 命令の内容

(1) 措置の内容

当該特定空家等の「屋根（軒を含む）、外壁等、庇（テント庇を含む）及び雨どい」の修繕

(2) 措置の期限

令和6年5月9日

(都市計画局住宅室住宅政策課)